

議案第79号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
P第529号線	885 00	17 20 ～ 27 20	さいたま市緑区大字 中野田字稻荷下65 8番1地先	さいたま市緑区大字 高畑字水引堀下13 7番1地先	
41329号線	52 54	1 82	さいたま市西区大字 飯田新田字荒工28 1番1地先	さいたま市西区大字 飯田新田字荒工28 3番1地先	